

# 相続手続き ～必要書類編 住民票・印鑑証明書～

今回は戸籍謄本と同様に相続手続きで必要となる住民票・印鑑証明書について見ていきましょう。住民票はパスポート取得など様々な場面で必要とされますので、皆さんも一度はご自身のものを目にしたことがあるのではないのでしょうか？前回までの戸籍謄本よりも、普段の生活に身近な書類かもしれませんね。

## (1) 住民票とは？

住所を置く市区町村には、住民基本台帳（住民票の親玉）という個人情報のデータがあり、個人の住所・氏名・性別・生年月日の他、選挙権や社会保険に関する情報などが記録されています。住民税やこども手当の給付などはこのデータを基に手続きが取られる、という仕組みです。ですから、引越して住所を移動した場合、役所に行って住所変更の手続きを取らなければなりません。引越したことがある方は覚えがありますね？



住民票は、正式には『住民票の写し』といいます。これは前述の親玉の台帳から前住所・現住所など必要な情報を記載した書類であって台帳そのものではないからです。

この住民票は、便宜上世帯単位で交付されますが、必要に応じて世帯主の氏名や続柄、本籍地などを省略することが可能です。

相続手続では、相続人については一般的な住民票、被相続人については亡くなっているため『住民票の除票』を取り寄せることになります。この『除票』というのは引っ越しや死亡によりその住所地にいなくなったときに作成される住民票のことです。

## (2) 印鑑証明書とは？

世界でも珍しい印鑑社会の日本では、自分だけの印鑑（実印）を市町村に登録しておく、その実印の所持人は本人であることを証明する印鑑登録制度があり、その実印の印影を証明した書類を『印鑑（登録）証明書』といいます。

相続手続においては、遺産分割協議がまとまったときに遺産分割協議書に相続人全員が署名して実印を押印しますが、間違いなく本人が押印したことを証明するために、印鑑証明書を添付することになります。

## (3) 戸籍と住民票との関係

戸籍は生涯にわたる人的関係を公に証明するもの、住民票は現在の居住関係を公に証明するものなので、これらはそもそも作成の目的が異なります。しかし、本籍地の役場では、戸籍上の人物がどこにいるのか全くわからない・・・のでは必要書類すら送ることができず不便ですね。そこで、戸籍と住民票をつなぐものが・・・あるんです。それが『戸籍の附票』です。これは戸籍と住民票を橋渡しする書類で、その戸籍における住所の履歴が記載されています。引越しの都度、きちっと住民票を移動していれば自動的に住所の履歴が本籍地に蓄積されることになります。

## (4) 手数料など

市区町村によって異なりますが、印鑑登録・印鑑証明書・住民票・住民票の除票いずれも200円～500円程度で、現在お住まいの市区町村（郵送も可）、もしくは証明書自動交付機により交付を受けられます。

波『カツオ、成績表・・・の写してなんだ？』

カ『一部省略したんだよ。父さん♪』

波『ばっかも～ん！！』

